

監査公表第 14 号（令和 4 年 3 月 4 日 県公報第 279 号登載）

令和 3 年度

行政監査結果報告書

（大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について）

福岡県監査委員

目 次

第1	監査概要	1
1	行政監査のテーマ	1
2	テーマ選定の理由	1
3	監査対象物資及び監査対象機関	1
4	監査の実施期間	3
5	監査の実施方法	3
6	監査の着眼点	3
第2	監査結果及び意見	4
1	物資の備蓄が適正に行われているか	4
2	保管場所が適切に確保されているか	7
3	物資の管理が適切に行われているか	10
4	福岡県災害対策本部用備蓄物資について	12
5	まとめ	13

第1 監査概要

1 行政監査のテーマ

大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について

2 テーマ選定の理由

近年、大規模な地震が全国で頻発しており、九州でも平成17年の福岡県西方沖地震や平成28年の熊本地震により甚大な被害が生じている。また、気候変動の影響により、平成29年7月九州北部豪雨や令和2年7月豪雨などの気象災害が激甚化・頻発化しており、災害対策の重要性がますます高まっている。

このため、大規模災害発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材について、本県における備蓄・管理状況を検証し、県民の安全・安心の確保に資するもの。

3 監査対象物資及び監査対象機関

(1) 監査対象物資

県が備蓄する発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材

(2) 監査対象機関

監査の実施に先立って、災害対策本部を構成する機関等（174機関）を対象に災害時用物資の備蓄・管理状況に関する予備調査を実施したところ、計159機関において備蓄・管理が行われていることが判明した。

【表1】行政監査予備調査の結果

部局名	対象機関数	備蓄・管理機関数		
		本庁	出先機関	合計
秘書室・総務部	9	9	0	9
企画・地域振興部	9	9	0	9
人づくり・県民生活部	4	4	0	4
保健医療介護部	18	9	9	18
福祉労働部	9	9	0	9
環境部	4	4	0	4
商工部	9	9	0	9
農林水産部	20	14	6	20
県土整備部	22	10	12	22
建築都市部	9	8	1	9
会計管理局	1	1	0	1
企業局	1	1	0	1
教育委員会	17	0	2	2
警察本部	42	1	41	42
合計	174	88	71	159

(参考) 対象機関

知事部局・教育委員会: 福岡県災害対策本部の組織に該当する機関

警察本部: 福岡県警察災害警備基本計画に該当する機関

災害対策本部を構成する機関等（174 機関）の中から、対象物資の所管機関※（2 機関）、備蓄拠点の管理機関※（7 機関）、応急対策を実施する機関のうちから 10 機関、教育委員会と警察本部からそれぞれ 1 機関、合計 19 機関を、その果たすべき役割の重要性を踏まえ監査対象機関に選定した。

※ 防災危機管理局及び福祉総務課は、物資の所管機関と備蓄拠点の管理機関の両方に該当するためそれぞれ 1 機関として計上した。

【表 2 - 1】 監査対象機関（部局別）

	部局名	機関名
知事部局	総務部(1)	防災危機管理局
	保健医療介護部(3)	田川保健福祉事務所、北筑後保健福祉環境事務所、京築保健福祉環境事務所
	福祉労働部(1)	福祉総務課
	農林水産部(5)	農村森林整備課、福岡農林事務所、八幡農林事務所、飯塚農林事務所、筑後農林事務所
	県土整備部(7)	道路維持課、河川管理課、砂防課、福岡県土整備事務所、久留米県土整備事務所、北九州県土整備事務所、飯塚県土整備事務所
教育委員会	教育総務部(1)	総務企画課
警察本部	警備部(1)	警備課
計 19機関		

【表 2 - 2】 監査対象物資及び監査対象機関（役割別）

監査対象物資の種別	監査対象機関名		
	所管機関名	(備蓄拠点名)	管理機関名
災害救助用備蓄物資 (被災者用)	防災危機管理局、 福祉総務課	県消防学校	防災危機管理局、福祉総務課
		県本庁舎	
		八幡総合庁舎	八幡農林事務所
		行橋総合庁舎	京築保健福祉環境事務所
		田川総合庁舎	田川保健福祉事務所
		朝倉総合庁舎	北筑後保健福祉環境事務所
		筑後農林事務所	筑後農林事務所
災害対応職員用備蓄物資	(知事務局) 防災危機管理局	備蓄機関名(応急対策を実施する機関から選定)	
		農村森林整備課	
		福岡農林事務所	
		飯塚農林事務所	
		道路維持課	
		河川管理課	
		砂防課	
		福岡県土整備事務所	
		北九州県土整備事務所	
		久留米県土整備事務所	
		飯塚県土整備事務所	
	(教育委員会)総務企画課	—	
(警察本部)警備課	—		

【図1】県の備蓄拠点 7か所



4 監査の実施期間

令和3年10月28日(木)～令和3年11月30日(火)

5 監査の実施方法

表2-1に記載している19機関に監査調書や台帳等の提出を求めた上で、現地に赴き、備蓄物資の現物確認、管理状況の調査、関係者からのヒアリングを行った。

6 監査の着眼点

(1) 物資の備蓄が適正に行われているか。

ア 福岡県備蓄基本計画等に基づく目標量が備蓄されているか。

(2) 保管場所が適切に確保されているか。

- ア 保管場所は浸水や土砂災害のおそれがないところか。
 - イ 保管場所に損傷はないか。
 - ウ 保管場所は十分なスペースが確保されており、直ちに搬出できるよう整理整頓されているか。
- (3) 物資の管理が適切に行われているか。
- ア 数量管理のための台帳を作成しているか。
 - イ 台帳と在庫数量は一致しているか。
 - ウ 機能・品質点検を定期的実施しているか。
 - エ 資機材の稼働に必要な燃料（電池等含む）等が直ちに使用できる状態にあるか。
 - オ 水・食料について、有効期限切れ等で処分する場合、有効活用が行われているか。
 - カ 物資の更新にあたっては、最新の情報を把握し、より利便性が高く効率の良いものへ更新しているか。

第2 監査結果及び意見

監査結果及び意見については、上記の監査の着眼点に沿ってとりまとめを行った。

1 物資の備蓄が適正に行われているか

(1) 備蓄の目的

本県では、福岡県地域防災計画に基づき福岡県備蓄基本計画（以下「備蓄計画」という。）を策定している。備蓄計画は、大規模災害時に、流通機能が麻痺し、発災から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かず、被災地ニーズの的確な把握が困難な状況が続くことを想定し、県民、自主防災組織等の各主体の役割や、県・市町村が実施すべき施策の基本的方向性を示している。県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や協定事業者等からの調達が困難になった場合などに備え、広域自治体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄の充実とともに、調達体制の整備を図ることとしている。

(2) 備蓄品目・数量

備蓄計画では、備蓄品目について、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材を備蓄することとし、具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いを踏まえるとともに、通信網の寸断等により被災地の需要把握が困難な場合に要請を待たずに物資を供給することも想定し、汎用性の高い物とする等の配慮を行うこととされている。また、令和2年度及び3年度には新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、非接触型体温計、消毒液等を新たに選定するなど、社会情勢を踏まえた備

蓄が図られている。

備蓄数量については、県内で想定される最大の避難者数（46,566人）をもとに必要量を見積もり、市町村備蓄量及び流通備蓄[※]量等を勘案の上、食料等の物資は想定される最大避難者数の1日分の3分の1を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要と想定される量の3分の1を、目標量として現物で備蓄することとされている。

備蓄品目・数量について調査した結果は表3のとおりであり、概ね適切に備蓄されていたものの、3品目（トレーニングウェア、下着、パーテーション（屋根あり））について、目標量に達していなかった。このうち、トレーニングウェア及び下着の不足の理由については、保管スペースに余裕がないこと及び市町村からの需要も他の品目ほど高くないことから、流通備蓄による対応を想定しているとのことであったが、トレーニングウェアについては流通備蓄による調達可能数を明確に確認できていなかった。

※流通備蓄…地方公共団体が、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等結び、災害時に必要な物資を調達することをいう。

<意見>

- ① トレーニングウェア及び下着については、備蓄量が備蓄計画上の目標量の3分の1程度に留まっている。流通備蓄による対応を想定しているとのことであるが、備蓄計画では、目標量を現物で備蓄することとされており、備蓄計画の見直しを含め、再検討が必要である。

[福祉総務課]

- ② 更衣室や授乳室等を確保するためのパーテーション（屋根あり）については、物資の一覧表と現物を照合した結果、備蓄計画上の目標量に満たない状態（2台不足）であったため、計画に基づき着実な備蓄に努められたい。

[防災危機管理局]

【表3】 備蓄状況（令和3年10月31日現在）

所管機関	品目	目標量	備蓄量	単位	備考
福祉総務課	ソフトパン	43,240	43,240	個	
	おかゆ	3,760	3,810	個	
	副食缶詰	47,000	47,016	缶	
	毛布	4,216	5,072	枚	目標量は日赤提供分を除いた数で算出
	タオル	13,906	14,000	枚	目標量は日赤提供分を除いた数で算出
	トレーニングウェア(上下)	15,667	4,700	組	約2/3不足。不足分は流通備蓄対応(必要数未確保)
	下着(上下)	15,668	4,700	組	約2/3不足。不足分は流通備蓄対応(必要数確保済)
	給水袋	15,667	15,700	枚	
	食器セット	15,667	15,789	セット	
	缶切り	-	3,000	個	
	紙おむつ(小児用)	5,502	6,700	枚	
	紙おむつ(大人用)	3,277	4,920	枚	
	尿取りパッド	8,194	8,260	個	
	生理用品	21,742	22,200	枚	
	簡易トイレ(便袋)	24,957	25,000	枚	
ブルーシート	1,910	1,910	枚	目標量は日赤提供分を除いた数で算出	
防災危機管理局	仮設トイレ	60	63	台	
	簡易トイレ(大)	-	60	台	熊本地震に係る国からの支援物資のうち、熊本県が受け入れられなかったものを本県が無償で受け入れたもの。
	簡易トイレ(小)	-	60	台	熊本地震に係る国からの支援物資のうち、熊本県が受け入れられなかったものを本県が無償で受け入れたもの。
	発電機	60	60	台	
	投光器	60	60	台	
	エアテント	6	6	台	
	パーテーション(屋根あり)	180	178	台	2台不足
	パーテーション(屋根なし)	60	60	台	
	段ボールベッド	60	60	台	
	介護ベッド	-	2	台	熊本地震に係る国からの支援物資のうち、熊本県が受け入れられなかったものを本県が無償で受け入れたもの。
	浄水器	1	1	台	
	マスク	141,000	141,000	枚	
	消毒液	1,900	1,900	リットル	
	体温計(非接触型)	940	940	台	
	ダスター	22,400	22,400	枚	
	使い捨て手袋	44,800	45,000	枚	
	感染防護服	5,600	5,600	枚	
フェイスシールド	2,000	2,000	枚		

2 保管場所が適切に確保されているか

(1) 保管場所

大規模災害時には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、地域性等を勘案し防災危機管理局が選定した県内7か所（県本庁舎、県消防学校、八幡総合庁舎、行橋総合庁舎、田川総合庁舎、朝倉総合庁舎、筑後農林事務所）の備蓄拠点において分散備蓄を行っている。

備蓄拠点については、高潮、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮することが必要である。

行橋総合庁舎については、洪水浸水想定区域に該当していることから、浸水の被害を避けるため、物資を4階に保管しているところである。

(2) 管理体制

基本的に当該庁舎等に所在する機関を管理機関としているが、県消防学校については、保管場所の提供に留まるため、防災危機管理局及び福祉総務課が、それぞれ所管する物資について管理機関となっている。

また、「福岡県災害救助用備蓄物資管理要領」（以下「管理要領」という。）は、平時における備蓄物資の管理方法や発災時の対応について定めており、所管機関は、物資の調達、台帳の更新及び発災時の物資の搬出指示等を実施し、管理機関は、保管場所の鍵の管理及び発災時の物資搬出に係る現場対応など、補助的な役割を果たすこととされている。しかしながら、同管理要領において、福祉総務課所管物資の取り扱いについては詳細が定められているものの、防災危機管理局所管物資については発災時の具体的な搬出手続き等が明記されておらず、発災時に迅速な物資の搬出ができないおそれがある。

<意見>

防災危機管理局所管物資については、管理要領上、取り扱いが明記されていない。物資の日常の管理や発災時の搬出を円滑に行うためにも、要領の見直しを検討されたい。

[防災危機管理局]

(3) 保管状況

調査の結果、物資はいずれも施錠できる場所に保管されていた。しかしながら、通路に物資が詰め込まれている、積み重ねられた段ボール箱が荷崩れを起こしているなど、保管場所のスペースの不足や整理整頓が不十分な状況が見受けられた。また、全ての保管場所において配置図の作成がなされていたものの、一部実態と異なっているものがあった。さらに、箱に内容物の品目が表示されておらず中身がわからないものもあり、発災時に円滑な搬出ができるか懸念される。

<意見>

- ① 一部の備蓄拠点において、保管スペースが不足しており、物資が詰め込まれ、奥に保管されているものは内容物の品目の確認すら困難な状況が見受けられた。また、消防学校を除く備蓄拠点において、整理整頓が不十分であった。発災時の搬出作業に支障を来すおそれがあることから、保管場所の変更も含め、保管スペースの確保に努められるとともに、カゴ台車、棚等の整備による整理整頓について検討されたい。

[防災危機管理局、福祉総務課]

【写真】



(県本庁舎)



(田川総合庁舎)



(筑後農林事務所)

- ② 防災危機管理局所管物資について、箱に品目の表示がないものが見受けられた。発災時に管理機関及び運送業者等が円滑に物資を搬出し、受取先においても物資の内容が容易に把握できるよう、所要の措置を講じられたい。

[防災危機管理局]

- ③ 防災危機管理局所管分について、配置図は作成されているものの、一部実態と異なっていた。発災時に迅速な対応を行うためにも、整合性を図るとともに、配置図を保管場所の入口付近に掲示するなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。

[防災危機管理局]

3 物資の管理が適切に行われているか

(1) 台帳の整備状況

所管機関である福祉総務課においては、各備蓄拠点の品目ごとにその受払いがわかる台帳を作成し、更新していた。一方、防災危機管理局においては、全ての備蓄拠点の資機材を一覧表としてとりまとめ、更新していた。そのため、管理機関によっては、防災危機管理局の一覧表から自所属管理分の台帳を独自に作成しているところもあった。

防災危機管理局の一覧表で朝倉総合庁舎にだけ仮設トイレの備蓄がないことを確認したため、その旨、防災危機管理局に照会したところ、平成 29 年 7 月九州北部豪雨の際に、東峰村へ貸出した仮設トイレが返却されていないことが判明した。一覧表では受払いの経緯がわからないため、防災危機管理局は貸出しの状況を把握できていなかった。

<意見>

防災危機管理局においては、物資を台帳ではなく一覧表で管理しているが、一覧表の更新だけでは受払いの経緯が不明となり、今回の監査で判明した物資の所在不明事案が再び生じかねない。このため、福祉総務課と同様に、各備蓄拠点の品目ごとに、その受払いがわかる台帳を作成されたい。

[防災危機管理局]

(2) 物資の点検

防災危機管理局及び福祉総務課は、年 1 回物資の点検を行っており、管理機関は、年 4 回目視による物資の確認を行っている。

福祉総務課は、段ボールからサンプル的に物資を取り出し品質の確認を行い、防災危機管理局は、毎年数台ずつ発電機・投光器の動作確認を行っているが、備蓄拠点によっては、倉庫内の狭いスペースに大量の物資が詰め込まれ、倉庫の奥などに保管されているものは、点検が困難なものもあった。

多くの備蓄拠点の管理機関において、点検記録も作成されておらず、点検が形骸化しているおそれがある。

<意見>

- ① 紙おむつ及び尿取りパッドについて、備蓄後相当の年数が経過しているが、段ボールに梱包されているため品質の確認ができず、使用可能な状態か不明であった。使用期限は定められていないものの、適切に保管されている場合の品質保持期間を約3年と設定しているメーカーもあることから、定期的な品質点検と一定期間での更新を検討されたい。

[福祉総務課]

- ② 保管場所に十分なスペースがなく、点検が困難なものが見受けられた。品質点検を行う上でも、保管スペースの確保に努められたい。

[防災危機管理局、福祉総務課]

(3) 資機材の適切な管理

現在、備蓄している発電機の燃料となるガソリンは、福岡県石油商業組合との協定に基づき、近くのガソリンスタンドから直ちに調達することとしているが、大規模災害時に迅速かつ確実に調達可能か懸念される場所である。

また、仮設トイレと、その付属品である手すり、簡易組み立て式個室、凝固剤、フィルムが一体として使用されるという認識がない管理機関があるため、災害時に本体と付属品がセットで搬出されないおそれがある。

<意見>

- ① 現在、備蓄している発電機の燃料であるガソリンは危険物であり、現物備蓄が困難であることから、当該発電機の更新時には、カセットガスなど現物備蓄が容易な燃料で稼働するものへの変更を検討されたい。

[防災危機管理局]

- ② 仮設トイレと、その付属品4点は一体として使用するものであり、災害時にはセットで搬出する必要があることから、備蓄に当たってもそのことを十分踏まえるよう管理機関に周知徹底されたい。

[防災危機管理局]

(4) 有効期限がある物資の有効活用について

有効期限がある食料については、期限前に県庁内の各所属や市町村の希望に応じ配布するとともに、フードバンクへの提供も行っている。さらに余ったものは、県農林業総合試験場に家畜の餌として配布するなど有効活用が行われている。

(5) 物資の更新

備蓄物資は日々進化しており、より利便性が高く効率の良いものへの更新が望まれる。

福祉総務課は、缶入りソフトパンから、空き缶ゴミが出ず、より保存期間が長いレトルトパウチソフトパンへの更新を行っていた。

4 災害対応職員用の備蓄物資について

備蓄計画では、災害対応を行う職員を対象とした3日以上飲料水、食料、生活物資の備蓄に努めることとされており、福岡県災害対策本部備蓄物資取り扱い要領（以下「取扱要領」という。）を定めている。取扱要領に基づき、災害対応職員用の物資が適正に備蓄されているか監査を実施した。

物資の必要量は確保されていたが、取扱要領様式第1号の備蓄物資台帳を作成していない所属があった。

取扱要領第8により、関係所属長は備蓄物資の保管状況を総務部長に報告することとされており、年に1回、防災危機管理局が関係所属に照会している。照会の中で、台帳の提出を求めていることも、未作成の一因であると考えられる。さらには事務引継ぎがなされておらず、備蓄状況を把握できていない所属があった。

保存期間が長く、食べやすいソフトパンなども市販されており、防災危機管理局においてはソフトパンを備蓄しているが、取扱要領で「乾パン」と明記しているため、ほとんどの所属が乾パンを備蓄している。

また、市販の保存水の賞味期限は5年であるのに対して、取扱要領の別表で定められている水の有効期間は3年となっている。

取扱要領を定めてから相当の年数を経過しているが、見直しが行われていないため、現状と乖離しているところが見受けられた。

教育庁、警察本部における備蓄物資の取り扱いについては、取扱要領上、それぞれの定めるところによることとされているが、教育庁においては、その取り扱いを定めておらず、物資を備蓄しているのは2所属のみであった。

警察本部においては、災害時に出動する職員（即応部隊）用の物資を本部及び警察署で10日分備蓄している。

<意見>

- ① 福岡県災害対策本部備蓄物資取り扱い要領の見直しを検討し、関係所属に対し物資の適切な備蓄・管理について周知徹底されたい。

[防災危機管理局]

- ② 災害対策本部用備蓄物資の取り扱いについて検討し、災害対応職員用物資の備蓄に努められたい。

[教育庁総務企画課]

5 まとめ

近年、大規模な地震が全国で頻発しており、九州でも平成 17 年の福岡県西方沖地震や平成 28 年の熊本地震により甚大な被害が生じている。また、本県では、平成 29 年 7 月九州北部豪雨以降、5 年連続で大雨災害が発生しており、これまで以上の備えが求められているところである。

今回、大規模災害発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材について、行政監査を行った結果、計画等に沿って、概ね適切に備蓄されていることが確認できた。

しかし、一部に物資の受払いを確認できる台帳が整備されていない、保管箱に品目が表示されていないなど改善を要する事項があったほか、物資の保管スペースの不足や整理整頓、教育委員会における災害対応職員用物資の備蓄など検討すべき課題も見受けられた。

県の関係機関においては、今回の監査結果を踏まえ、適切な物資の備蓄・管理を行われるよう期待する。